

平成 31 年度

飯能市 一般会計
特別会計 予算

平成31年度飯能市一般会計予算

平成31年度飯能市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29,050,000千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位 : 千円)

款	項	金額
1 市 税		12,229,841
	1 市 民 税	5,221,351
	2 固 定 資 産 税	5,437,533
	3 軽 自 動 車 税	197,746
	4 市 た ば こ 税	535,000
	5 鉱 產 税	1,145
	6 入 湯 税	1,500
	7 都 市 計 画 税	835,566
2 地 方 譲 与 税		238,000
	1 地 方 挿 発 油 譲 与 税	63,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	152,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	23,000
3 利 子 割 交 付 金		16,000
	1 利 子 割 交 付 金	16,000
4 配 当 割 交 付 金		65,000
	1 配 当 割 交 付 金	65,000

(単位：千円)

款	項	金額
5 株式等譲渡所得割交付金		59,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	59,000
6 地方消費税交付金		1,360,000
	1 地方消費税交付金	1,360,000
7 ゴルフ場利用税交付金		142,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	142,000
8 自動車取得税交付金		41,000
	1 自動車取得税交付金	41,000
9 環境性能割交付金		17,000
	1 環境性能割交付金	17,000
10 地方特例交付金		65,000
	1 地方特例交付金	65,000
11 地方交付税		3,270,000
	1 地方交付税	3,270,000
12 交通安全対策特別交付金		10,000
	1 交通安全対策特別交付金	10,000
13 分担金及び負担金		298,584
	1 負担金	298,584

14 使 用 料 及 び 手 数 料		356,732
	1 使 用 料	222,201
	2 手 数 料	134,531
15 国 庫 支 出 金		3,913,942
	1 国 庫 負 担 金	2,918,116
	2 国 庫 補 助 金	976,348
	3 委 託 金	19,478
16 県 支 出 金		1,656,918
	1 県 負 担 金	964,377
	2 県 補 助 金	462,651
	3 委 託 金	229,890
17 財 産 収 入		38,955
	1 財 産 運 用 収 入	34,953
	2 財 産 売 払 収 入	4,002
18 寄 附 金		151,312
	1 寄 附 金	151,312
19 繰 入 金		1,629,673
	1 特 別 会 計 繰 入 金	5,706
	2 基 金 繰 入 金	1,623,967

(単位：千円)

款	項	金額
20 繰越金		800,000
	1 繰越金	800,000
21 諸収入		576,943
	1 延滞金、加算金及び過料	15,181
	2 市預金利息	364
	3 貸付金元利収入	126,513
	4 受託事業収入	108,670
	5 収益事業収入	50,000
	6 雜入	276,215
22 市債		2,114,100
	1 市債	2,114,100
歳入	合計	29,050,000

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 議 会 費		242, 356
	1 議 会 費	242, 356
2 総 務 費		3, 528, 614
	1 総 務 管 理 費	2, 818, 202
	2 徴 税 費	394, 212
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	141, 731
	4 選 挙 費	118, 811
	5 統 計 調 査 費	25, 571
	6 監 査 委 員 費	29, 697
	7 行 政 不 服 審 査 費	390
3 民 生 費		10, 883, 067
	1 社 会 福 祉 費	4, 940, 251
	2 児 童 福 祉 費	4, 427, 257
	3 生 活 保 護 費	1, 497, 348
	4 災 害 救 助 費	8
	5 国 民 年 金 費	18, 203
4 衛 生 費		2, 546, 884
	1 保 健 衛 生 費	788, 955

(単位：千円)

款	項	金額
	2 環境費	338,190
	3 清掃費	1,419,739
5 労働費		12,123
	1 労働諸費	12,123
6 農林水産業費		354,876
	1 農業費	133,988
	2 林業費	220,888
7 商工費		654,826
	1 商工費	654,826
8 土木費		3,970,651
	1 土木管理費	122,147
	2 道路橋りょう費	1,409,315
	3 河川費	9,918
	4 都市計画費	2,316,208
	5 住宅費	113,063
9 消防費		1,542,430
	1 消防費	1,542,430

10 教育費			2,511,432
	1 教育総務費		415,151
	2 小学校費		660,131
	3 中学校費		456,289
	4 幼稚園費		142,847
	5 社会教育費		354,072
	6 保健体育費		482,942
11 災害復旧費			1
	1 土木施設災害復旧費		1
12 公債費			2,562,740
	1 公債費		2,562,740
13 諸支出金			200,000
	1 普通財產取得費		200,000
14 予備費			40,000
	1 予備費		40,000
歳出	合計		29,050,000

第2表 繼続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
9 消防費	1 消防費	防災行政無線再整備事業	500,000 千円	平成31年度	200,000 千円
				平成32年度	300,000 千円

第3表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
市道整備事業	千円 357,200	普通貸借 又は 証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機関資金については、その融資条件、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、市財政の都合により繰上償還し、又は低利債に借り換えることができる。
橋りょう整備事業	48,400	同 上	同 上	同 上
街路整備事業	49,800	同 上	同 上	同 上
公園緑地整備事業	13,500	同 上	同 上	同 上
消防施設整備事業	236,500	同 上	同 上	同 上
小学校施設整備事業	58,700	同 上	同 上	同 上
土地開発公社所有地取得事業	200,000	同 上	同 上	同 上
臨時財政対策	1,150,000	同 上	同 上	同 上
計	2,114,100			

平成31年度飯能市国民健康保険特別会計予算（案）

平成31年度飯能市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,880,349千円と定める。

2 南高麗診療所勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ78,041千円と定める。

3 名栗診療所勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ67,959千円と定める。

4 事業勘定、南高麗診療所勘定及び名栗診療所勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 31 年 2 月 22 日提出

飯能市長 大久保 勝

第1表 歳入歳出予算

事 業 勘 定

歳 入

(単位:千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		1,641,702
	1 国民健康保険税	1,641,702
2 使用料及び手数料		1
	1 手 数 料	1
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 県支出金		6,473,620
	1 県補助金	6,473,619
	2 財政安定化基金交付金	1
5 財産収入		48
	1 財産運用収入	48
6 繰入金		727,255
	1 他会計繰入金	567,255
	2 基金繰入金	160,000
7 繰越金		20,000
	1 繰越金	20,000

(単位:千円)

款	項	金額
8 諸 収 入		17,722
	1 延滞金、加算金及び過料	11,054
	2 貸付金元利収入	336
	3 雜 入	6,332
歳 入	合 計	8,880,349

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		41,572
	1 総務管理費	29,821
	2 徴税費	11,588
	3 運営協議会費	163
2 保険給付費		6,429,159
	1 療養諸費	5,573,184
	2 高額療養費	822,110
	3 移送費	51
	4 出産育児諸費	27,314
	5 葬祭諸費	6,500
3 国民健康保険事業費納付金		2,262,331
	1 医療給付費分納付金	1,531,439
	2 後期高齢者支援金等分納付金	565,578
	3 介護納付金分納付金	165,314
4 共同事業拠出金		5
	1 共同事業拠出金	5
5 保健事業費		132,732
	1 特定健康診査等事業費	81,796

(単位 : 千円)

款	項	金額
	2 保 健 事 業 費	50,936
6 基 金 積 立 金		49
	1 基 金 積 立 金	49
7 諸 支 出 金		8,501
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	8,501
8 予 備 費		6,000
	1 予 備 費	6,000
歳 出	合 計	8,880,349

南高麗診療所勘定

歳入

(単位:千円)

款	項	金額
1 診 療 収 入		49,592
	1 外 来 収 入	41,287
	2 その他の診療収入	8,305
2 使用料及び手数料		220
	1 使用料	84
	2 手数料	136
3 繰 入 金		27,215
	1 他会計繰入金	27,215
4 繰 越 金		1,000
	1 繰 越 金	1,000
5 諸 収 入		14
	1 雜 入	14
歳 入 合 計		78,041

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		41,981
	1 施設管理費	41,981
2 医業費		35,060
	1 医業費	35,060
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		78,041

名栗診療所勘定

歳入

(単位:千円)

款	項	金額
1 診 療 収 入		40,795
	1 外 来 収 入	36,821
	2 そ の 他 の 診 療 収 入	3,974
2 使 用 料 及 び 手 数 料		130
	1 使 用 料	54
	2 手 数 料	76
3 繰 入 金		25,525
	1 他 会 計 繰 入 金	25,525
4 繰 越 金		1,000
	1 繰 越 金	1,000
5 諸 収 入		509
	1 雜 入	509
歳 入 合 計		67,959

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		36,865
	1 施設管理費	36,865
2 医業費		30,094
	1 医業費	30,094
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		67,959

平成31年度飯能市笠縫土地区画整理特別会計予算（案）

平成31年度飯能市の笠縫土地区画整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ682,098千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、68,000千円と定める。

平成31年2月22日提出

飯能市長 大久保勝

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 保 留 地 処 分 金		8,800
	1 保 留 地 処 分 金	8,800
2 国 庫 支 出 金		58,323
	1 国 庫 補 助 金	58,323
3 財 産 収 入		1
	1 財 産 売 払 収 入	1
4 繰 入 金		518,968
	1 一 般 会 計 繰 入 金	518,968
5 繰 越 金		10,000
	1 繰 越 金	10,000
6 諸 収 入		6
	1 雜 入	6
7 市 債		86,000
	1 市 債	86,000
歳 入 合 計		682,098

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		38,095
	1 総務管理費	38,095
2 事業費		447,981
	1 事業費	447,981
3 公債費		195,022
	1 公債費	195,022
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		682,098

第2表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
土 地 区 画 整 理 事 業	86,000 千円	普通貸借 又 は 証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融資条件、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、市財政の都合により線上償還し、又は低利債に借り換えることができる。
計	86,000			

議案第35号

平成31年度飯能市双柳南部土地区画整理特別会計予算（案）

平成31年度飯能市の双柳南部土地区画整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ236,761千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、21,000千円と定める。

平成31年2月22日提出

飯能市長 大久保勝

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位:千円)

款	項	金額
1 国 庫 支 出 金		17,330
	1 国 庫 補 助 金	17,330
2 繰 入 金		183,330
	1 一 般 会 計 繰 入 金	183,330
3 繰 越 金		5,000
	1 繰 越 金	5,000
4 諸 収 入		1
	1 雜 入	1
5 市 債		31,100
	1 市 債	31,100
歳 入 合 計		236,761

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		805
	1 総務管理費	805
2 事業費		160,717
	1 事業費	160,717
3 公債費		74,239
	1 公債費	74,239
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		236,761

第2表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
土 地 区 画 整 理 事 業	千円 31,100	普通貸借 又は 証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機関資金については、その融資条件、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、市財政の都合により繰上償還し、又は低利債に借り換えることができる。
計	31,100			

議案第36号

平成31年度飯能市岩沢北部土地区画整理特別会計予算（案）

平成31年度飯能市の岩沢北部土地区画整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ346,153千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、73,000千円と定める。

平成31年2月22日提出

飯能市長 大久保 勝

第1表 岁入歳出予算

歳 入

(単位:千円)

款	項	金額
1 保 留 地 处 分 金		1
	1 保 留 地 处 分 金	1
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1
	1 使 用 料	1
3 国 庫 支 出 金		66,273
	1 国 庫 補 助 金	66,273
4 財 産 収 入		1
	1 財 産 売 払 収 入	1
5 繰 入 金		191,676
	1 一 般 会 計 繰 入 金	191,676
6 繰 越 金		5,000
	1 繰 越 金	5,000
7 諸 収 入		1
	1 雜 入	1
8 市 債		83,200
	1 市 債	83,200

歳 入 合 計	346,153
---------	---------

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 総務費		8,000
	1 総務管理費	8,000
2 事業費		293,020
	1 事業費	293,020
3 公債費		44,133
	1 公債費	44,133
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		346,153

第2表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
土 地 区 画 整 理 事 業	83,200 千円	普通貸借 又は 証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融資条件、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、市財政の都合により繰上償還し、又は低利債に借り換えることができる。
計	83,200			

平成31年度飯能市岩沢南部土地区画整理特別会計予算（案）

平成31年度飯能市の岩沢南部土地区画整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ527,098千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、170,000千円と定める。

平成31年2月22日提出

飯能市長 大久保勝

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位: 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		3
	1 使用料	3
2 国庫支出金		184,076
	1 国庫補助金	184,076
3 繰入金		164,118
	1 一般会計繰入金	164,118
4 繰越金		5,000
	1 繰越金	5,000
5 諸収入		1
	1 雜入	1
6 市債		173,900
	1 市債	173,900
歳入合計		527,098

歳出

(単位:千円)

款	項	金額
1 総務費		778
	1 総務管理費	778
2 事業費		477,417
	1 事業費	477,417
3 公債費		47,903
	1 公債費	47,903
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		527,098

第2表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
土 地 区 画 整 理 事 業	千円 173,900	普通貸借 又は 証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機関資金については、その融資条件、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、市財政の都合により繰上償還し、又は低利債に借り換えることができる。
計	173,900			

平成31年度飯能市介護保険特別会計予算（案）

平成31年度飯能市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,229,839千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、400,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 31 年 2 月 22 日 提出

飯能市長 大久保 勝

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保 險 料		1,660,114
	1 介 護 保 險 料	1,660,114
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1
	1 手 数 料	1
3 国 庫 支 出 金		1,177,323
	1 国 庫 負 担 金	975,689
	2 国 庫 補 助 金	201,634
4 支 払 基 金 交 付 金		1,588,890
	1 支 払 基 金 交 付 金	1,588,890
5 県 支 出 金		928,393
	1 県 負 担 金	871,961
	2 県 補 助 金	56,432
6 財 産 収 入		1,181
	1 財 産 運 用 収 入	1,181
7 繰 入 金		863,841
	1 一 般 会 計 繰 入 金	863,841

(単位:千円)

款	項	金額
8 繰 越 金		10,000
	1 繰 越 金	10,000
9 諸 収 入		96
	1 延滞金、加算金及び過料	11
	2 雜 入	85
歳 入	合 計	6,229,839

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		83,860
	1 総務管理費	20,637
	2 徴収費	8,575
	3 介護認定審査会費	50,594
	4 事業計画策定委員会費	4,054
2 保険給付費		5,685,074
	1 介護サービス等諸費	5,134,005
	2 介護予防サービス等諸費	178,101
	3 その他の諸費	3,082
	4 高額介護サービス等費	123,393
	5 高額医療合算介護サービス等費	17,927
	6 特定入所者介護サービス等費	228,566
3 地域支援事業費		417,756
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	159,551
	2 一般介護予防事業費	35,516
	3 包括的支援事業・任意事業費	222,329
	4 その他の諸費	360

(単位：千円)

款	項	金額
4 基 金 積 立 金		36,225
	1 基 金 積 立 金	36,225
5 公 債 費		1,316
	1 公 債 費	1,316
6 諸 支 出 金		1,608
	1 償還金及び還付加算金	1,608
7 予 備 費		4,000
	1 予 備 費	4,000
歳 出 合 計		6,229,839

平成31年度飯能市後期高齢者医療特別会計予算（案）

平成31年度飯能市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,011,446千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成31年2月22日提出

飯能市長 大久保 勝

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位: 千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		818,204
	1 後期高齢者医療保険料	818,204
2 国庫支出金		1,000
	1 国庫補助金	1,000
3 繰入金		184,629
	1 一般会計繰入金	184,629
4 繰越金		3,000
	1 繰越金	3,000
5 諸収入		4,613
	1 延滞金、加算金及び過料	301
	2 償還金及び還付加算金	4,300
	3 雜入	12
歳入合計		1,011,446

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		18,974
	1 総務管理費	14,637
	2 徴収費	4,337
2 後期高齢者医療広域連合納付金		986,172
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	986,172
3 諸支出金		4,300
	1 償還金及び還付加算金	4,300
4 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳出合計		1,011,446

平成31年度飯能市訪問看護ステーション特別会計予算（案）

平成31年度飯能市の訪問看護ステーション特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ56,555千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成31年2月22日提出

飯能市長 大久保 勝

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位 : 千円)

款	項	金額
1 訪問看護収入		24,937
	1 訪問看護収入	19,663
	2 介護支援収入	5,274
2 使用料及び手数料		301
	1 使用料	301
3 繰入金		30,286
	1 一般会計繰入金	30,286
4 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
5 諸収入		31
	1 雜入	31
歳入合計		56,555

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		36,562
	1 総務管理費	36,562
2 事業費		18,993
	1 事業費	18,993
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		56,555

議案第41号

平成31年度飯能市水道事業会計予算（案）

（総 則）

第1条 平成31年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	3 6 , 2 8 0 戸
(給 水 世 帯 数)	(3 4 , 7 5 0 世 帯)
(2) 年 間 総 配 水 量	9 , 8 9 5 , 3 0 0 m ³
(3) 1 日 平 均 配 水 量	2 7 , 0 3 6 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
イ 老朽管布設替事業	3 6 0 , 1 0 7 千円
ロ 配水管網整備事業	1 7 6 , 8 6 8 千円
ハ 净水施設等再構築事業	1 4 9 , 0 4 0 千円
ニ 取水・浄水・配水施設等整備事業	2 7 2 , 1 5 1 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	收	入
第1款 水 道 事 業 収 益	1 , 8 6 9 , 9 6 4 千円	
第1項 営 業 収 益	1 , 6 0 8 , 0 3 3 千円	
第2項 営 業 外 収 益	2 6 1 , 6 3 1 千円	
第3項 特 別 利 益	3 0 0 千円	

	支 出
第1款 水道事業費用	1,725,620千円
第1項 営業費用	1,669,419千円
第2項 営業外費用	52,281千円
第3項 特別損失	920千円
第4項 予備費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額811,857千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額80,676千円、過年度分損益勘定留保資金352,029千円、当年度分損益勘定留保資金379,152千円で補てんするものとする。）。

	収 入
第1款 資本的収入	494,252千円
第1項 企業債	400,000千円
第2項 負担金	94,252千円

	支 出
第1款 資本的支出	1,306,109千円
第1項 建設改良費	1,059,516千円
第2項 企業債償還金	246,593千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	小岩井浄水場遠方監視装置 更新事業	302,742千円	平成31年度	151,371千円
				平成32年度	151,371千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
老朽管布設替事業	千円 200,000	普通貸借 又は 証券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金及び地方公共団体金融機関資金については、その融资条件、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、企業財政の都合により繰上償還し、又は低利債に借り換えることができる。
取水・浄水・配水施設等整備事業	200,000	同 上	同 上	同 上
計	400,000			

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 198,156千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計への補助を受ける金額は、9,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、15,281千円と定める。

平成31年2月22日提出

飯能市長 大久保 勝

議案第42号

平成31年度飯能市下水道事業会計予算（案）

（総 則）

第1条 平成31年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗化戸数	24,900戸
(2) 年間有収水量	5,832,000m ³
(3) 1日平均有収水量	15,978m ³
(4) 主要な建設改良事業	
イ 汚水管きょ整備事業	164,991千円
ロ 雨水管きょ整備事業	500,000千円
ハ 管路施設地震対策事業	120,000千円
ニ 净化センター地震対策事業	110,300千円

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		
第1項 営業収益	2,410,951千円	
第2項 営業外収益	1,142,946千円	
第3項 附帯事業収益	1,172,292千円	
第4項 特別利益	95,669千円	
		44千円

	支 出
第1款 下水道事業費用	2, 385, 516千円
第1項 営業費用	2, 111, 179千円
第2項 営業外費用	195, 198千円
第3項 附帯事業費用	61, 516千円
第4項 特別損失	7, 623千円
第5項 予備費	10, 000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額540, 600千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額23, 647千円、引継金35, 000千円、当年度分損益勘定留保資金481, 953千円で補てんするものとする。）。

	收 入
第1款 資本的収入	1, 142, 057千円
第1項 企業債	587, 200千円
第2項 負担金及び分担金	40, 148千円
第3項 他会計補助金	141, 259千円
第4項 国庫補助金	373, 450千円

	支 出
第1款 資本的支出	1, 682, 657千円
第1項 建設改良費	1, 047, 638千円
第2項 企業債償還金	635, 019千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ197, 550千円及び197, 100千円である。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共下水道事業	千円 587,200	普通貸借 又は 証券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金及び地方公共団体金融機関資金については、その融资条件、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、企業財政の都合により繰上償還し、又は低利債に借り換えることができる。
計	587,200			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 148,454千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計への補助を受ける金額は、174,345千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,815千円と定める。

平成31年2月22日提出

飯能市長 大久保 勝